

静岡福祉文化を考える会規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称）この会は、静岡福祉文化を考える会と称します。

第 2 条（事務所）この会の事務所（連絡先）は「☎420-0841 静岡市葵区上足洗 3 丁目 7-15-5」に置くこととします。

第 2 章 目的・事業・活動基調

第 3 条（目的）この会は、さまざまな福祉・ボランティア活動に携わる人と市民がいっしょに、地域が抱える生活全般のさまざまな問題を考えその改善のために努力していくことを目的とします。

第 4 条（事業）この会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこないます。

- ① 情報交換活動
- ② 啓発・広報活動
- ③ 人的交流
- ④ 研究会・講演会・セミナーなどの開催
- ⑤ その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第 5 条（活動基調）この会の活動は、つぎのような基調を守っていくこととします。

- ① さまざまな分野で活動する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図ります。
- ② 会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に開かれた活動をめざします。
- ③ 既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切にし、つねに市民生活に密着した活動をめざします。

第 3 章 会 員

第 6 条（会員の資格）この会の目的に賛同し協力をする個人。

原則として国籍・年齢・職業等を問いません。

第 7 条（入会）会員になろうとする人は、所定の申し込み用紙によって手続きをすることとします。

第 8 条（会費）会員は、規約により会費を納入しなければなりません。

2. 既納の会費は返済しません。

第 9 条（退会）会員は、いつでも役員会に通告し、退会することができます。

2. 会費を 1 年以上滞納した人は、委員会において退会したものとみなすことができます。

第4章 機 関

第10条（役員）この会の役員は、代表1名、副代表1名、事務局長1名、委員、監事とします。

第11条（役員の選任）代表、副代表、事務局長、委員、監事は、会員の中から互選し、会員全体会の承認を受けます。

第12条（役員の任務）代表は、この会を代表して会務を総括します。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に支障が生じた場合には、の職務を代行します。

3. 委員は、事業・研究・広報・会計・事務局事務などの会務を執行します。

第13条（役員の補充）役員が任期の途中で退任した場合には、委員会で補欠を選任することができます。

第14条（会員全体会）代表は、年1回は、会員の全体会を招集しなければなりません。

2. 代表は、委員会が必要を認めたととき、または、会員の3分の1以上の請求があったときは、会員全体会を招集しなければなりません。

第15条（委員会）代表は、年4回程度、委員会を招集しなければなりません。

第16条（議 決）会員全体会の議事は、出席会員の過半数をもって決することとします。

第5章 会 計

第17条（経費）この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてます。

第18条（会費）この会の会費は、「社会人 年間3000円」、「大学生以下年間1000円」とし、原則として1回払いとします。

第19条（決算）この会の決算は、委員会の議決を経たあと、会員全体会の承認を得てこれを決定します。

第20条（会計年度）この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わるものとします。

第6章 規約の改正

第21条（規約改正）この規約の改正は、会員全体会において出席会員の3分の2以上の賛成をえなければなりません。

附 則 平成8年9月1日施行

平成9年4月13日一部改定

平成18年4月30日一部改定